

寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第1号

寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年寒川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「及び徒歩」を「、駐車場等及び徒歩」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で
1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第7項」を「第8項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。